平成２６年（フ）第８７５号
堺市中区八田北町10番地31　18棟106号、前住所大阪府羽曳野市島泉２丁目４番11―201号
債務者　田中　邦佳
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９０６号
大阪府松原市天美東６丁目６番23―102号
債務者　谷岡　成光
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９１６号
大阪府高石市千代田２丁目９番29号
債務者　谷　清貴
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３０９号
愛知県一宮市木曽川町門間字西出５番地
債務者　泉　由美子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第５７号
和歌山県田辺市中辺路町北郡250番地
債務者　田中　志保
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第１１８号
山口県宇部市大字東岐波1087番地東岐波県営住宅11棟303号
債務者　森田　和孝
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２２４号
香川県高松市多賀町３丁目５番13―404号都市開発ビル
債務者　塩田　真理
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０４号
長崎県諫早市福田町46番20号　ハイツ古川Ｋ棟202号、前住所長崎市現川町520番地
債務者　石本チミ子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第３５５号
函館市昭和町77番地９　フォーレスト昭和201号室
債務者　南　成宏
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３５７号
函館市中道２丁目15番５号
債務者　濱口　政幸
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３５８号
函館市中道２丁目15番５号
債務者　濱口　和子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２２号
富山県魚津市吉島１丁目12番31号若松荘１号
債務者　林　和樹
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（フ）第４７２号
兵庫県加古川市平荘町養老173番地の７
債務者　森元　貴志
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３３９号
沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋67番地１、住民票上の住所沖縄県浦添市仲西２丁目１番９―403号プレールサナベ
債務者　佐邊　恵子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６６４号
仙台市泉区市名坂字万吉前23番地の１　ラ・サーミ市名坂101
債務者　寺口　智弘
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４６号
秋田県大仙市刈和野字上ノ台荒屋敷106番地１
債務者　今野　政江
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第２３１号
茨城県結城市大字田間1011番地73
債務者　前原　清隆
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部